

○水戸市特別用途地区における建築物の制限に関する条例施行規則

平成27年 3月24日

水戸市規則第15号

改正 平成28年 3月31日規則第34号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市特別用途地区における建築物の制限に関する条例（平成27年水戸市条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(特例許可の申請)

第2条 条例第3条第1項ただし書の規定による許可（以下「特例許可」という。）を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、特別用途地区建築許可申請書（様式第1号）の正本及び副本に、それぞれ次の各号に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 付近見取図

(2) 配置図

(3) 各階平面図

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める図書

2 市長は、前項の規定による申請について、当該申請に係る特別用途地区の指定の目的に反しないと認め、又は公益上やむを得ないと認めるときは、特例許可を行い、特別用途地区建築許可通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、特別用途地区の指定の目的又は公益上必要な限度において当該特例許可に条件を付することができる。

3 前2項の規定は、特例許可を受けた内容を変更しようとする場合について準用する。

(特例許可に係る意見の聴取等を要しない建築物の増築等)

第3条 条例第3条第2項ただし書の規則で定めるものは、次の各号に掲げる要件に該当する建築物の増築、改築又は移築とする。

(1) 増築、改築又は移転が特例許可を受けた際における同一敷地内におけるものであること。

(2) 増築又は改築後の条例第3条第1項の規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計が、特例許可を受けた際における当該部分の床面積の合計を超えないこと。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第34号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式の内紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

特別用途地区建築許可申請書

年 月 日

水戸市長 様

住所
申請者 氏名 印
連絡先

（自署の場合は、押印を省略できます。）

水戸市特別用途地区における建築物の制限に関する条例施行規則第2条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 建築主	住所		氏名	
	資格	（ ）級建築士 （ ）登録第 号		
	住所		氏名	印
2 代理者	所属事務所	（ ）建築士事務所登録（ ）第 号 電話		
	地名地番			
	用途地域			
3 敷地の位置等	特別用途地区名			
	主要用途	工事種別		
	階数			
高さ				
構造				
4 建築物		申請部分	申請以外の部分	合計
	敷地面積			m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	5 敷地面積に対する割合	建築面積		
	延べ面積			%
6 工事着工予定日	年 月 日			
7 工事完了予定日	年 月 日			
8 許可を必要とする理由				
9 備考				

様式第2号（第2条関係）

特別用途地区建築許可通知書

第 号
年 月 日

様

水戸市長

印

年 月 日付けで申請のあった下記の申請について、水戸市特別用途地区における建築物の制限に関する条例第3条第1項ただし書の規定により許可しましたので、通知します。

記

- 1 敷地の位置
- 2 建築物
- 3 許可条件

注1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、水戸市建築審査会に対し審査請求をすることができます。

2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、水戸市（訴訟において水戸市を代表するものは水戸市長となります。）を被告として、提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

(平28規則34・一部改正)